

## 概要

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数を変更するなど、省令で定める事業計画の変更をする場合には、国に届け出なければならない。そのため、現状では運輸支局の窓口に出向き、申請手続きを行っているが、今後は運輸支局に出向くことなく、電子メールでも申請手続きが行えるようにする。

なお、当該手続きについての電子化を進めるに当たっては、その利便性の観点から、電子データによる電子申請システムの導入についても、検討していく。

